

## 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

## 保険・年金

## 国民健康保険料額通知書の発送

4年度の保険料額通知書を6月15日(水)に世帯主宛てに発送します。保険料は、6月期～5年3月期の10回に分けてお支払いいただきます。

保険料の全部または一部納付書払いの方には、一括分と各期分の納付書を同封します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告および特別区民税・都民税の申告期限を延長された方は、申告した内容が保険料の算定に反映されていない場合があります。

申告した内容が判明し、保険料が変更になる場合は、翌月以降に保険料額通知書を改めて発送します。

☎国保年金課国保資格係 ☎5307-0641

## 外国籍の方も国民年金に加入が必要です

日本に住む20～59歳の方は、国籍に関係なく国民年金に加入することが法律で義務付けられています(厚生年金加入者・厚生年金加入者に扶養されている配偶者を除く)。

国民年金保険料を10年以上納めたなどの条件を満たすと、原則65歳から老齢基礎年金が支給されます。また、万が一の場合に障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されます。

なお、日本と社会保障協定を結び、年金制度の二重加入の防止や、両国の年金制度の加入期間を通算して年金が受けられるような仕組みを設けている国もあります。

また、保険料納付済期間が6カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない外国籍の方は、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

☎加入手続きなどについては、区国保年金課国民年金係。社会保障協定・脱退一時金については、杉並年金事務所 ☎3312-1511

## 生活・環境

## 都市計画案の縦覧と意見書の提出

「都市計画法」の規定に基づき、関係区の住民および利害関係人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。

☑①住宅市街地の開発整備の方針②道路幹線街路補助線街路第229号線③道路区画街路杉並区画街路第3号線 ▶縦覧期間=6月9日(木)～23日(木) (土・日曜日を除く) ▶縦覧場所=①②都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎12階)、区都市整備部管理課(区役所西棟5階) ③区都市整備部管理課(西棟5階) ▶意見書の提出=意見書(書式自由)に意見を提出する都市計画案の名称・日付・氏名・住所・電話番号を書いて、6月23日(消印有効)までに①②都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1)へ③区都市整備部管理課へ郵送・持参 ☎①②都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ☎5388-3225 ③区都市整備部管理課

## 子育て・教育

## 教科書展示会

2～5年度に小学校で使用する教科書の見本と、3～6年度に中学校で使用する教科書の見本を展示します。☎6月2日(木)～17日(金)午前9時～午後5時(日曜日を除く) ☎ 場 済美教育センター(堀ノ内2-5-26) ☎ 同センター管理係 ☎3311-0021

## 採用情報

## 区立児童館等会計年度任用職員(臨時)

☑児童館・学童クラブにおける日常業務、児童の指導補助 ▶登録期間=申し込みから1年間 ▶勤務期間=1・2カ月(勤務日は応相談) ▶勤務日時=月16日以内(1日7時間45分)または月20日以内(1日2～6時間)。午前8時～午後7時15分のうち勤務場所の指定する時間 ▶勤務場所=区立児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ ▶資格=18歳以上の方(高校生を除く) ▶報酬=時給1101円。保育士・教諭・社会福祉士資格取得者または関連学部(心理・教育・社会・福祉・児童)卒業時給1188円(いずれも3



## 区立施設等は通常運営しています

現在、区立施設等は通常運営となっておりますが、都の「リバウンド警戒期間における取組」の終了に伴い、これまで実施してきた集会施設等における新型コロナウイルス感染症を理由とした使用の取り消しを行う場合の手続き等の特例(使用日6日前以降の手続きでもその後の申し込みの制限などは行わない)は、5月31日をもって終了します。ご注意ください。



▲区立施設の運営情報

年度実績) ▶その他=交通費支給(上限あり) ☑申込書・勤務希望調査票(区ホームページから取り出せます)を、児童青少年課管理係(〒167-0051荻窪1-56-3児童青少年センター内)へ郵送・持参 ☎同係 ☎3393-4760 ☑学校休業期間(春・夏・冬)のみを希望する方も要登録。区役所関係の会計年度任用職員経験者は職歴に記入。継続して登録を希望する場合は再度応募が必要。欠員が生じた場合等に書類審査・面接により決定

## その他

## 在宅患者の使用済み注射針の回収

杉並区薬剤師会では、自己注射をしている方が自宅で使用した注射針を安全に廃棄できるよう、注射針を購入し、保管容器を受け取った薬局で使用済み注射針を回収しています。

☑回収方法=①「使用済み注射針回収薬局」の表示(右図)のある薬局で注射針を購入する際に保管容器が交付される②使用済みの注射針を保管容器に入れる③保管容器がいっぱいになったら持参 ☎杉並区薬剤師会 ☎3393-3080 ☑表示のない薬局で購入した場合は購入先にご相談ください



## 各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎月・金曜日、午後1時～4時 場 区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎6月8日(水)午後1時～4時 場 区役所1階ロビー 他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎6月9日(木)午後1時30分～4時30分 場 区役所1階ロビー 対 区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 定 3組(申込順)	☎杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
行政相談★	☎6月10日(金)午後1時～4時 場 区政相談課(区役所東棟1階) ☑国の仕事等(年金・福祉・道路など)の苦情・相談	☎区政相談課
行政書士による相談	☎6月10日(金)午後1時～4時 場 相談室(区役所西棟2階) ☑相続・遺言・離婚・金銭問題等書類手続きに関すること 定 6名(申込順) 他 1人30分	☎☎電話で、6月3日から東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537(月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く))
専門家による空家等総合無料相談	☎6月16日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 場 住宅課(区役所西棟5階) 対 区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) 定 各1組(申込順) 他 1組45分	☎電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、6月14日までに同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス ☎同係
不動産に関する無料相談	☎6月16日(木)午後1時30分～4時30分 場 区役所1階ロビー	☎電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部 ☎3311-4937(月～金曜日午前9時～午後5時) ☎同支部、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	☎6月18日(土)午後1時～4時 場 相談室(区役所西棟2階) 定 12名(申込順) 他 1人30分	☎電話で、6月13日～17日に専門相談予約専用 ☎5307-0617(午前8時30分～午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 ☎同課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎6月21日(火)、7月5日(火)午後1時～4時 場 区役所1階ロビー 他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 ☑内容 ☑講師 ☑対象 ☑定員 ☑参加費(記載のないものは無料) ☑申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☎問い合わせ 他 その他 ☑Eメールアドレス ☑HPホームページアドレス

東京都介護支援専門員実務研修受講試験

試験日=10月9日(日)▶受験要項(申込書)配布期間=6月30日まで▶配布場所=介護保険課事業者係(区役所東棟3階)、地域包括支援センター(ケア24)、都庁(新宿区西新宿2-8-1)▶申込書を専用封筒で、6月30日(消印有効)までに東京都福祉保健財団へ簡易書留で郵送▶同財団☎3344-8512

6月5日~11日は「危険物安全週間」

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、手指の消毒のために消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールには危険物に該当するものもあり、コンロ等の火の近くで使用するなど、使い方を誤ると火災等を引き起こす恐れがあります。他にも、アルコール度数の高いお酒・アロマオイル・食用油・殺虫スプレーにも危険物に該当するものがあります。十分に注意しましょう。



◆東京消防庁危険物安全標語

「危険物 しっかりまもろう 使い方」

☎杉並消防署☎3393-0119、荻窪消防署☎3395-0119

持続可能な社会の実現に向けて!

集合住宅及び事業所等におけるLED照明機器の切替助成が始まります

集合住宅や事業所等におけるエネルギー使用量を削減するため、既設の照明機器から省エネルギー効果の高いLED機器への切り替えに係る導入経費を助成します。

— 問い合わせは、環境課環境活動推進係へ。



- 対象者 ● 共用部分等をLED照明機器に切り替える区内集合住宅の所有者(ただし、集合住宅が分譲集合住宅の場合は、分譲集合住宅の管理組合等) ● 事業の用に供する区内の建築物をLED照明機器に切り替える区内中小企業者・医療法人・社会福祉法人・学校法人・町会・自治会・商店街組合等(代表者が区民であること)
助成内容 LEDの機器本体、切り替えに必要な関連部材の購入費、工事に関する費用の合計額の50%(上限額30万円)
予算 3000万円 ※上限に達した時点で終了。

手続きの流れ、必要書類等の詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)をご確認ください。

おわび

5月15日付広報「人権相談特設相談所の開設」の実施日時・場所・問い合わせ先の記載がありませんでした。「6月1日(水)午後1時~4時(受け付けは3時まで)▶相談室(区役所西棟2階)▶区政相談課」です。

なお、本事業は6月1日の「人権擁護委員の日」を記念して、全国一斉に人権相談特設相談所を開設するものです。

区役所の節電にご理解ください

今年度も区施設での省エネルギー・節電の実践に取り組んでいきます。実施期間は、6月1日~9月30日です。



取り組み内容

照明の一部消灯および減光、室温は28℃を目安に設定、職員の軽装勤務(5~10月)、エレベーターの一部停止(7~9月。一部区施設を除く)
▶環境課温暖化対策担当、経理課庁舎管理係、人事課人事係

ご注意ください 5年3月31日まで!

新型コロナウイルス感染症に関連した各保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に、各保険料が減免となる制度があります。該当する場合は、5年3月31日(消印有効)までに申請が必要です。

国民健康保険料

▶国保年金課国保資格係☎5307-0641。納付・延滞金については、国保年金課国保収納係☎5307-0374

▶後期高齢者医療保険料▶国保年金課高齢者医療係☎5307-0329

▶介護保険料▶国介護保険課資格保険料係☎5307-0654

減免対象世帯の要件(以下のいずれか)

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯収入の中心となる方)が4月以降に死亡または重篤な傷病(1カ月以上の治療を有すると認められる等、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い状態)を負った場合
● 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の4年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下、事業収入等)の減少が見込まれ、次の全てに該当する場合。なお、減少した収入が公的年金収入や雑収入の場合は、この減免の対象にはなりません。
・事業収入等のいずれかの減少額(国や都から支給された各種給付金を除く。見込みを含む)が3年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
・3年中の合計所得金額が1000万円以下であること(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料のみ)
・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の3年中の所得の合計額が400万円以下であること

※国民健康保険料の場合、非自発的失業者(特例対象被保険者等に該当する方)の減額は対象外です。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれる場合は対象。

減免対象となる保険料

4年度の保険料であって、4月1日~5年3月31日に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)がある保険料の全部または一部。

その他

- ・申請書類の入手方法等の詳細は、6月中旬以降に区ホームページ(右2次元コード)または各通知書の同封物をご確認ください。
・減免を申請した場合でも、保険料の納付に関する督促状や催告書は送付されます。また、3年度から延滞金を徴収しています。詳細は、お問い合わせください。



マイナンバーカードの受け取りの予約制を開始します

7月1日以降にマイナンバーカードを受け取る場合は、原則事前予約が必要です。



- 予約受付開始日 6月15日(水)
予約方法 交付予約専用サイトまたは電話で、区民課個人番号カード交付担当☎5307-0627
受取場所 区民課(区役所東棟1階)=予約制
区民事務所=予約なしでも受け取り可

▶国区民課個人番号カード交付担当☎5307-0627▶詳細は、交付通知書(6月1日以降発送分)または区ホームページ(右2次元コード)をご確認ください



※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
※申込締め切り日に(消印有効)の記載がない場合は必着です。
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

# 児童手当の制度改正のお知らせ

法改正に伴い、児童手当・特例給付では、6月(10月支給)分から、以下のように制度を変更します。児童手当の支給区分については、区ホームページ(右2次元コード)でご確認ください。



## 変更点

### 所得上限限度額の創設

「所得上限限度額」が設けられたことにより、受給者や配偶者の3年中の所得額から、表2で該当する控除額を差し引いた後の金額が、表1の「所得上限限度額」以上の場合、児童手当・特例給付を受給できません。なお、「所得制限限度額」未満の場合は児童手当を、「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合は特例給付(児童1人当たり一律5000円)を支給します。

#### ● 所得上限限度額を超えることにより、受給資格が消滅する方

受給者や配偶者の3年中の所得額が、所得上限限度額を上回ることで、受給資格が消滅する場合、受給者に支給事由消滅通知書を9月頃に発送します。

なお、4年度以降の所得額や所得の更正・修正申告をして、所得上限限度額を下回った場合には、区民税課税更正通知書等を受け取った翌日から15日以内に、改めて認定請求書の提出が必要です。

【表1】所得制限・上限限度額(6月1日現在)

税法上の扶養人数	所得制限限度額	所得上限限度額(新設)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※1人増すごとに限度額は38万円増加。

※扶養親族等が所得税法上に規定する70歳以上の同一生計配偶者および老人扶養親族の場合は44万円。

【表2】所得額からの控除額(6月1日現在)

控除の種類	控除額
一律控除	8万円
勤労学生・寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円
障害者控除(1人につき)	27万円
特別障害者控除(1人につき)	40万円
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額

### 現況届の省略

公簿等により支給要件の審査ができる方は、現況届の提出が原則不要となります。※公簿等で確認できない等の理由により、4年度以降も現況届の提出が必要な方には、引き続き現況届を発送します。現況届が届いた方は、6月30日までに必ず提出してください。

### 各種変更届の提出

世帯や養育状況等が変わった方は、事由発生日の翌日から15日以内に、変更届の提出が必要です。届け出が遅れた場合は、手当を受け取れない月や、過払い分の返還金が発生します。

離婚協議中でご自身が手当受給者ではない方へ

離婚協議中で、児童と同居している方は、手当を受給できる場合がありますので、子ども医療・手当係までご相談ください。

☎子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎5307-0785

## 現況届の提出をお忘れなく

提出期限：6月30日まで

### ▶ 児童手当・特例給付、児童育成手当

☎子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

### ▶ 児童育成(障害)手当

☎障害者施策課障害者手当・医療係



児童手当・特例給付、児童育成手当、児童育成(障害)手当を受給していて、現況届の提出が必要となる方へ、現況届を発送しました。5月末現在で受給していて現況届が届いた方は、前年の所得や現在の家庭状況等を届け出る必要があります。届け出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。忘れずに提出してください。

※3月16日以降、児童手当・特例給付を申請し、現況届の提出が必要となる方は、認定後に順次現況届を発送します。提出期限は、同封のリーフレットをご確認ください。児童手当・特例給付は、3年度より、前年度から支給区分に変更があった方へのみ通知書を発送します。

## 100歳以上の方へ 長寿祝い品の希望調査を行います

4年度に満100歳以上の誕生日を迎える(大正12年3月31日以前に生まれた)方へ、9月中にご自宅へお祝い品(区内共通商品券)をお贈りします。対象の方には、6月中に封書でお祝い品の希望調査票を送付します。

☎高齢者施策課いきがい活動支援係

## 和田堀公園プールの事前予約

新型コロナウイルス感染症予防のため、同時利用人数を124名に制限します。混雑期間は1枠2時間の入れ替え制とし、事前予約が必要です。

所在地 大宮2-2-10

開場期間

7月1日(金)～9月10日(土)

混雑期間=7月16日(土)～8月31日(水)

※連絡なく15分以上遅れた場合は、予約をキャンセル扱いとします。

開場時間

午前9時～午後6時

混雑期間=午前9時～11時、午後1時～3時、  
4時～6時(入れ替え制)

開場状況はTwitter  
でお知らせします



☎スポーツ振興課施設管理係



☎電話で、6月29日～8月31日に同プール☎3313-4455、☎090-4128-3861、☎090-4547-9047、☎090-1563-2534(いずれも午前9時～午後6時、8月31日のみ3時まで) ☎1名につき7枠まで



# 杉並区長選挙 杉並区議会議員補欠選挙



▲区ホームページ

—— 問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

## 投票日：6月19日 日

投票時間：午前7時～午後8時

6月19日(日)は指定された投票所以外では、投票できません

予定のある方は  
期日前投票を

## 6月13日 月 ▶ 6月18日 土

投票時間：午前8時30分～午後8時

区内14カ所のどちらでも投票いただけます

### ●「選挙のお知らせ」をご確認ください

6月8日(水)から世帯ごとに封書でお届けします

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届かない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。5月24日以降に区内での転居の届け出をした方は、区内の旧住所地の投票所での投票となります。

### ●「選挙公報」を各戸配布します

6月13日(月)～16日(木)にお届けします

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」は各世帯の郵便受けに直接投函します。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。また、区ホームページに掲載するほか、期日前投票所、区施設、駅の広報スタンド、郵便局などにも設置しますのでご利用ください。

### ●投票・開票速報

区ホームページでご覧いただけます

投票速報：6月19日(日)午前8時～

開票速報：6月20日(月)午前9時30分～

### ●選挙(投票所)へ行くことが困難な方へ

選挙当日に投票所へ行くことが困難な方で、車を利用する場合は、期日前投票期間中に駐車場のある杉並区役所をご利用ください。

介護保険の訪問介護(外出介助)を利用している方は、投票にも利用できる場合があります。利用にあたっては、あらかじめケアプランに位置付ける必要があるため、担当のケアマネジャーへご相談ください。

外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスの案内を希望する方は、杉並区外出支援相談センターもび～る ☎5347-3154 (月～金曜日午前9時30分～午後5時30分)にご相談ください(各種サービスの利用は有償)。

自筆が困難な方は投票所職員による代理記載を利用できます。

## 期日前投票所

**杉並区役所(中棟6階第4会議室)**  
阿佐谷南1-15-1

**阿佐谷地域区民センター**  
阿佐谷北1-1-1

※移転により場所が変更になりました

**井草地域区民センター**  
下井草5-7-22

**永福和泉地域区民センター**  
和泉3-8-18

**荻窪地域区民センター**  
荻窪2-34-20

**和田区民集会所**  
和田2-31-21

**高井戸地域区民センター**  
高井戸東3-7-5

**西荻地域区民センター**  
桃井4-3-2

**旧西荻北児童館**  
西荻北1-9-5

※場所が変更になりました

**天沼区民集会所(ウェルファーム杉並)**  
天沼3-19-16

**高円寺北区民集会所**  
高円寺北3-25-9

**方南区民集会所**  
方南1-27-8

**久我山会館**  
久我山3-23-20

**浜田山会館**  
浜田山1-36-3

### 滞在先での不在者投票の請求はお早めに!

出張や帰省などで杉並区以外に滞在する予定の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳細は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

- 期日前投票は、上記14カ所のどの投票所でも投票できます。
- 投票日当日は杉並区内の指定された投票所に限り投票できます。
- 投票後に、候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた期日前投票は無効となります。その際の再投票はできません。

- 移転により、阿佐谷地域区民センターの所在地が変更となりました。
- 今回から西荻南区民集会所ではなく、旧西荻北児童館が期日前投票所となります。
- 投票日の前々日～前日は混み合います。早めの投票にご協力ください。

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。